

業務指示書

ソロモン国クム幹線道路向上計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年10月9日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年10月15日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路計画に係るBD/DD/OD/SV

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ソロモン及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年10月21日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
「第3 業務実施上の条件 5. 現地再委託」における以下の業務
2) 地形調査 3) 地質調査
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積り場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積り場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(SBD1 = 14.313 円 , US\$1 = 98.04 円 , EUR1 = 130.22 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／交通計画
道路設計・施工計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.47 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年10月30日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ソロモン国ククム幹線道路向上計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	7.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	3.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)	5.00	
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 業務主任/交通計画	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項： 道路設計・施工計画	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ソロモン諸島国（以下、ソロモン国）は、100余の島々から構成される島嶼国であり、人口は55.2万人である。ソロモン国の道路網は全長約1,875km(2010年)であり、舗装率は6%と大洋州の中で最も低いレベルにとどまり、道路網の66%及び車両の98%は、首都ホニアラ市の存在するガダルカナル島及び第二の島であるマライタ島に集中している。ガダルカナル島の幹線道路は、ホニアラ中心市街地とホニアラ国際空港等を結ぶ海岸線の東西道路（ククム幹線道路）一本のみであり、中心市街地では増加する車両により、交通渋滞が年々悪化しており、円滑な交通に支障をきたしている。

ククム幹線道路の主な課題として、市街中心部の橋梁部分で片側2車線から1車線となるマタニコ橋、交通集中の著しい市役所前のラウンドアバウトが交通上のボトルネックとなっている点、及び、道路面高さが一部周囲敷地より低い箇所があることと排水機能が不十分であることにより降雨時に冠水が頻発する点、それによる路面の損傷に加えて、迂回路が不足しているためにククム幹線道路に交通が集中せざるを得ない点が挙げられる。特に雨季における道路冠水、路面の損傷は住民からの苦情が多く、現地報道でも対応の遅れが批判される等、社会問題化しつつあり早急な対応が求められている。

ソロモン国では、パーム油や鉱物資源の輸出により経済が好調であり、ホニアラ市においては今後更なる経済活動の活性化が見込まれていることから、道路網の整備・改善は、喫緊の課題の一つとなっている。

係る状況の中、ソロモン国は、ククム幹線道路の改良及びマタニコ橋の拡幅を重要視し、「国家インフラ投資計画」(2013年)において最優先事業と位置付け、我が国に対して無償資金協力の要請を行った。なお、2012年5月に日本政府が開催した第6回太平洋・島サミットでは、信頼性の高い交通網を整備していくことの重要性が指摘され、対大洋州当機構国別分析ペーパーでは、「経済活動基盤の強化／ライフラインの維持」を重点課題とし、対ソロモン国別援助方針における重点分野として「脆弱性の克服」を定め、運輸交通インフラの整備・維持管理に重点を置くとしており、本プロジェクトはこれらに合致している。

本調査は、係る要請を受け、我が国無償資金協力としての必要性及び妥当性を検討するとともに最適な協力内容の絞り込み、概略設計、概略事業費の積算を実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標

ククム幹線道路の渋滞緩和、通年における円滑な交通の確保。

(2) プロジェクトの成果

渋滞発生地区における橋梁拡幅、排水機能強化・再舗装による道路改良等。

(3) 我が国への要請概要

要請内容は以下の通りであるが、本調査によりプロジェクト対象の絞り込みを

行う。

- 1) マタニコ橋（橋長約 50m）の拡幅（片側 1 車線→片側 2 車線化）
- 2) ククム幹線道路（ホニアラ市役所前ラウンドアバウト～キングジョージ 6 世高校前間約 6Km、片側 2 車線）の排水施設強化及び再舗装
- 3) 交差点改良（市役所前ラウンドアバウト）
- 4) 旧マタニコ橋の拡幅（1 車線→片側 1 車線化）
- 5) ククム幹線道路（キングジョージ 6 世高校前～ホニアラ国際空港間約 3Km、片側 1 車線）の排水施設強化及び再舗装
- 6) バス停設置

(4) 対象地域（サイト）（別添 1 参照）

ククム幹線道路（ホニアラ国際空港～市役所前）（含むマタニコ橋）及び旧マタニコ橋

(5) 関係官庁・機関

実施機関：インフラ開発省（Ministry of Infrastructure Development : MID）

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

・ガダルカナル島東部橋梁架け替え計画（無償資金協力、2006 年）

2) 他ドナー等の援助活動

アジア開発銀行（ADB）、豪州、欧州連合（EU）が連携し、地方部の地方幹線道路の補修・橋梁架替えにかかる支援（Solomon Island Road Improvement Project）を、豪州、ニュージーランド、ADB が連携し、道路セクターを含む運輸セクターでのインフラ整備にかかる関係機関の能力強化と、運輸インフラ開発プロジェクトにかかる技術面からの支援（Transport Sector Development Program）を行っている。

3. 業務の目的

一般プロジェクト無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模の絞り込み、概略設計、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、ソロモン国から無償資金協力の要請のあった「ククム幹線道路向上計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。本業務及び想定される無償資金協力に係る重要事項につ

いては、現地調査において、当機構がソロモン国側と合意する協議議事録にもとづくものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報をもとに作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①最適な事業内容を検討するに必要な、プロジェクトの背景・内容の確認、交通量調査、道路・橋梁現況調査、環境社会配慮調査（第一次現地調査：スコーピング）、②概略設計、概略事業費の積算、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（第二次現地調査：概略設計）、③報告書案を先方関係者に説明・協議し、同意を得るための調査（第三次現地調査：報告書案説明）の3回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(3) 早期の交通量調査の実施

事業内容の検討を行うにあたって対象地域の交通解析を実施するが、交通量調査は常時の交通状況を把握するため、ソロモン国の本年末のクリスマス休暇の影響を避け、2013年内の早期に実施する方法を検討し、プロポーザルに記載すること。

(4) 橋梁拡幅に係る事業検討

マタニコ橋及び旧マタニコ橋の拡幅を検討するに際しては、用地確保の状況、既存橋梁の構造・健全性・耐力等を調査し、新橋の建設や既存橋梁を活用した形での拡幅等の代替案の検討を行い、実施の是非、最適な工法を検討する。

(5) 道路設計

道路設計は、交通需要予測に加えて、地形・地質、水理・水文、気象調査を踏まえ、特に雨季（1月～4月）に配慮した設計を行う。

(6) 交差点改良

市役所前ラウンドアバウトは、交通解析の結果を踏まえて交差点改良に係る代替案を複数検討し、実施の是非を含めて検討する。

(7) 用地確保に係る留意点

ソロモン国では伝統的土地所有権が複雑である等、政府による事業用地の確保の際に、地権者からの理解を得るのに時間を要する事例があることから、事業を

円滑に実施するため、ソロモン国による用地確保が確実に履行されるようスケジュール等を十分に協議・確認し、プロジェクト計画に反映させる。

(8) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを主要な目的としているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の4つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 第一次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第一次現地調査結果概要」を取りまとめ、これをもとに、プロジェクト対象内容を協議、決定する。

2) 第二次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第二次現地調査結果概要」を取りまとめ、これをもとに、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 設計・積算方針決定時

現地調査及び国内作業の結果を踏まえて、プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画をとりまとめ、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を協議・決定する。

4) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

(9) 環境社会配慮

本案件はJICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)で定める道路・橋梁セクターのうち大規模な改修・整備には該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと想定され、環境カテゴリBに分類される。基本的には、住民移転等は発生せず、用地取得が必要な場合にもその規模は限定的と考えられているが、本調査において詳細を確認し、事業実施には住民移転又は用地取得が避けられないことが明らかになった場合には、別途、(簡易)住民移転計画案の作成業務を追加変更する。

(10) 安全管理

ソロモン国の治安情勢は現状比較的安定しているが、1990年代後半には部族対立から発展した治安悪化、2006年には首相選挙結果を巡る暴動が発生している。その後も選挙の時期や、内閣への不信任決議案が提出される等の政情が不安定な時期は、警察車両や商店への投石、市内中心部における抗議デモ等が発生する傾向が続いており、また、若者グループによる強盗事件が多発しているため、調査及び施工中の安全管理に配慮する。

(11) 不発弾への対応

調査段階において、対象サイトに不発弾が存在する又はその可能性があるとの情報を得た場合は、速やかにソロモン国側及び当機構と協議し、対応方針を検討

することとする。現段階では経費計上する必要はない。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法、効率性を十分検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。検討にあたっては、当機構と協議を行う。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、必要に応じて我が国無償資金協力制度等を先方政府関係者に説明し、基本的了解を得る。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) ソロモン国における道路整備事業に係る上位計画（運輸交通戦略、道路セクター開発戦略を含む）を確認する。
- 2) 本プロジェクト要請の背景・経緯と内容を確認する。
- 3) 本プロジェクトに関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容を確認する。

(4) 交通量調査と将来交通量推計

対象地域の交通状況を把握するとともに、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データを整理するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、以下の交通量調査を実施する。なお、本調査は、現地再委託又は直営実施による調査補助員の活用を認める。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。

- ・ 主要渋滞箇所を含む 5～10 地点程度（交通種別、混雑・非混雑時）
- ・ 市庁舎前ラウンドアバウトにおける交差点交通調査（方向種別、混雑・非混雑時）
- ・ 旅行速度、渋滞長調査（混雑時・非混雑時）

上記の調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画を踏まえ、将来交通量を予測する。交通需要予測に用いる各条件設定は検討の上、適宜当機構に協議すること。

(5) 道路現況調査

道路改良の対象区間を検討するため、地表踏査、聞取り調査、既存資料の分析により、インベントリー調査を実施し、対象地域の現況を把握する。特に雨季における冠水区間、路面状況を確認する。

(6) 橋梁現況調査

橋梁拡幅に係る技術的な課題、用地上の課題、コストを把握し、事業対象検討

を行うため、マタニコ橋及び旧マタニコ橋の構造・健全性・耐力の調査、土地利用状況調査、工法の検討を行う。

(7) 環境社会配慮

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

- 1) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境及び経済社会状況等)の確認
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - イ) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - ウ) 関係機関の役割
- 3) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- 6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化

また、工事中の周辺環境への影響、及びソロモン国内で必要な手続きを確認する。特に橋梁工事中に迂回路を検討する場合、迂回路の交通量増加に伴う影響(歩行者への影響、騒音、振動等)についても本調査にて確認する。

(8) プロジェクト対象内容の策定

上記調査結果にもとづき、複数の代替案を比較検討した上で、最適なプロジェクト内容を検討し、当機構との協議を踏まえて協力対象事業をとりまとめ、インテリムレポートを作成する。必要に応じてソロモン国側との協議に参加し同意を得る。

(9) サイト状況調査

- 1) 関連インフラの整備状況の確認
対象サイトにおける道路、電気、水道等の整備状況、用地確保等、プロジェクトの実施に影響を与える可能性のあるインフラの整備状況を確認する。
- 2) 自然条件調査
本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、

事業サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を行う。ア)イ)については、現地再委託にて実施することを認める。

- ア) 地形調査
- イ) 地質調査
- ウ) 水理・水文調査
- エ) 気象調査

なお、本調査開始時には、協力事業対象が確定していないところ、暫定的な協力事業対象としてマタニコ橋の拡幅及びマタニコ橋からキングジョージVI高校前の道路改良を対象とし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別添2を参照し、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。道路改良区間においては、排水機能が課題になっている点を踏まえて必要な調査数量を提案すること。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

- (10) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、現地業者の技術レベルの確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・規則・設計基準を確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、ソロモン国関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画）を確認するとともに、現地業者の技術レベルを確認する。

- (11) 調達事情調査

本プロジェクトで必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格等）を調査する。

- (12) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関であるインフラ開発省の組織・所掌・人員構成や近年の財政・予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制を確認する。また、既存橋の現況及び過去にソロモン国内において無償資金協力で建設した橋梁の維持管理状況等を確認する。

- (13) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

- 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

重量車両の通行が予測されるとともに、熱帯域における高温・多雨、現状の

道路高さや排水面の課題を配慮した上で道路・橋梁の設計を行う。

2) 基本計画（道路・橋梁の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。基本設計は複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画／調達計画

- ・ 施工方針／調達方針
- ・ 施工上／調達上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

(14) 相手国側負担事業の概要の整理

無償資金協力として事業を実施する際に不可欠な相手国側の負担事業（用地確保、免税、便宜供与、各種建設許可の取得、交通規制等）を整理する。また、当該負担事業の実施可能性、妥当性を検討する。

(15) プロジェクトの維持管理計画の整理

ソロモン国が行うことになる対象施設の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それらの業務の実施体制・方法を検討する。

(16) プロジェクトの概略事業費の積算

我が国無償資金協力の対象として計画する協力対象事業、相手国側負担事業、プロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

我が国無償資金協力の積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2011年3月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件がある場合は、以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を

添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(17) 無償資金協力の実施にあたっての留意事項の整理

無償資金協力の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(18) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、

①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

(19) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(20) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をソロモン国関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における相手国負担事項の履行、維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(21) 準備調査報告書等の作成

ソロモン国関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

1) 概要資料

2) 概略事業費（無償）積算内訳書

3) 準備調査報告書

4) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7)から(10)を成果品とする。

- | | |
|---|---|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 10 部
: 英文 20 部 (うち先方政府分 15 部) |
| (3) 第一次現地調査結果概要 | : 和文 10 部 |
| (4) インテリムレポート | : 英文 20 部 |
| (5) 第二次現地調査結果概要 | : 和文 10 部 |
| (6) 準備調査報告書 (案) | : 和文 10 部
: 英文 20 部 (うち先方政府分 15 部) |
| (7) 概要資料
(※完成予想図を含む。) | : 和文 3 部及び CD-R1 枚 |
| (8) 概略事業費 (無償) 積算内訳書
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。) | : 和文 2 部 |
| (9) 準備調査報告書
(※完成予想図を含む。) | : 和文 (製本版) 9 部及び CD-R2 枚
: 英文 (製本版) 12 部及び CD-R2 枚 (うち先
方政府分 5 部)
: 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R1 枚 |
| (10) デジタル画像集 | : CD-R2 枚 (デジタル画像 40 枚程度) |

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6) については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2011年3月改訂版)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010年3月版)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2013年11月中旬より第一次現地調査（スコーピング）を行い、2014年2月下旬に第二次現地調査（概略設計）、2014年8月上旬に第三次現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。同年8月中旬までに概要資料、11月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

	2013年		2014年										
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
事前準備	□												
現地調査①(スコーピング)	■	■											
国内解析			□	□									
現地調査②(概略設計)				■	■								
国内解析						□	□	□	□				
協力準備調査報告書案										▲			
概略設計案説明										■			
概要資料										▲			
報告書提出													▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

調査人月：約 19M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

1) 分野構成：

- ア) 業務主任／交通計画（2号）
- イ) 道路設計・施工計画（3号）
- ウ) 橋梁設計・施工計画
- エ) 調達状況/積算
- オ) 環境社会配慮
- カ) 交通量調査/需要予測
- キ) 自然条件調査（地形・地質）
- ク) 自然条件調査（水理・水文・気象）

- ①第一次現地調査（スコーピング）：ア）、イ）、ウ）、オ）、カ）
- ②第二次現地調査（概略設計）：ア）、イ）、ウ）、エ）、キ）、ク）
- ③第三次現地調査（報告書案説明）：ア）、イ）

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料

要請書、カテゴリ B 案件報告書執筆要領

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一次現地調査（スコーピング）

- 1) 団員構成：総括
計画管理
- 2) 調査行程：約9日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針及び無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項に関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二次現地調査（概略設計）

- 1) 団員構成：総括
計画管理
- 2) 調査行程：約9日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画及び設計方針を検討し、双方の合意事項に関するミニッツを取りまとめる。

(3) 第三次現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括
計画管理
- 2) 調査行程：約9日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項に関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

- (1) 現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、地形調査及び地質調査を現地再委託で実施する場合には別見積もりとする。
 - 1) 交通量調査
 - 2) 地形調査
 - 3) 地質調査
- (2) 現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。
- (3) なお、ソロモン国内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、

本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

- (4) また、交通量調査は、現地再委託に限らず、以下6. に示す調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、コンサルタントは2013年12月中旬までを目途とした早期の交通量調査を実施するにあたり、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。

6. 調査補助員

以下に示す調査は直営にて実施することを想定しているが、本調査を効率的に実施するため、調査補助員の備上を認める。

- (1) 交通量調査（5. に示す現地再委託による実施も可）
- (2) 水理・水文調査
- (3) 気象調査

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積に含めること。

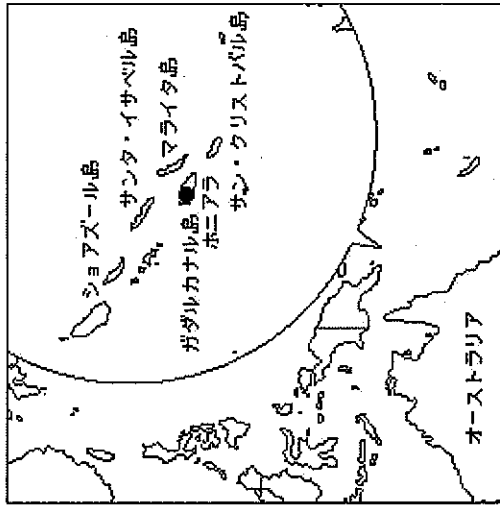
本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 複数年度契約

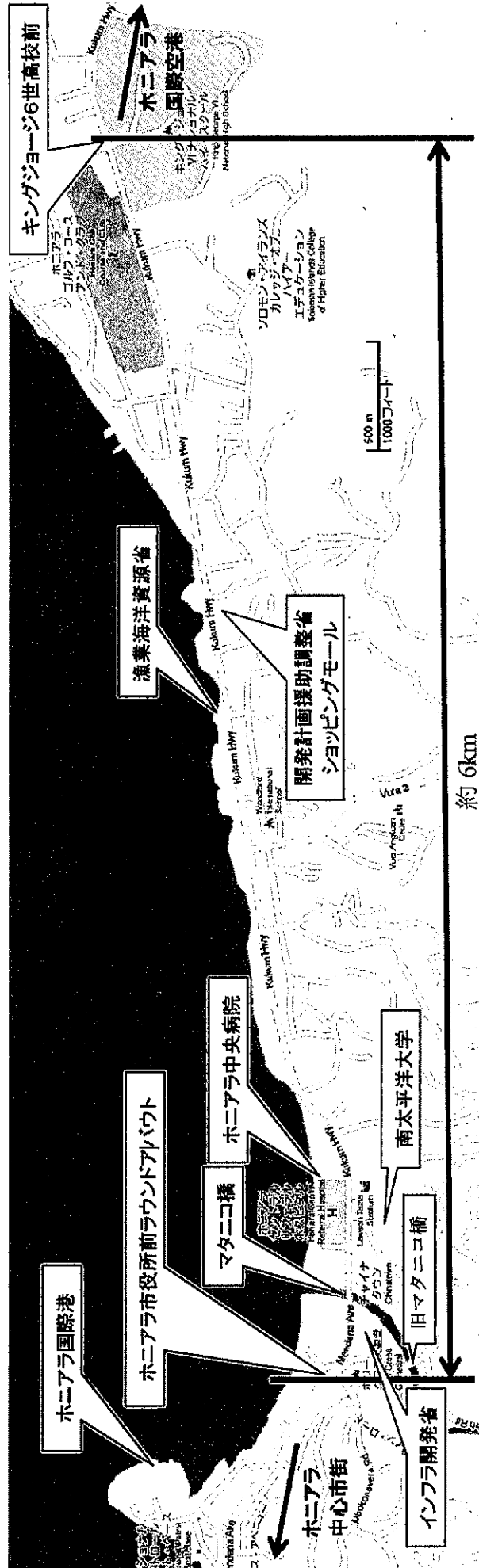
本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

プロジェクトサイトの位置図



ソロモン諸島国およびホニアラ市の位置



約 6km
クカム (Kukum) 幹線道路 (ホニアラ市役所前ラウンドアバウト～マタニコ橋～キングジョージ

ソロモン国ククム幹線道路向上計画準備調査にかかる
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、無償資金協力の実施設計に必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査にて追加の自然条件調査の実施が必要と判明したが、本調査での実施が困難な場合等は、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計にて必要な追加調査を計画することは差し支えない。

2. 調査項目

(1) 地形調査

調査目的：道路・橋梁計画に係る土工量の算定に必要な地形情報を把握する。

調査位置：対象道路及び橋梁周辺

調査内容：【道路】路線/水準測量、縦断測量、横断測量

【橋梁】平板測量、縦断測量、横断測量

成果品：縦断図、横断図、平面図等

(2) 地質調査

調査目的：道路計画に係る道路設計・舗装構成等の決定に必要な、橋梁計画に係る橋台・橋脚の基礎の深さ・形式を決定に必要な情報を把握する。

調査位置：対象道路及び橋梁周辺

調査内容：【道路】地表踏査、CBR 試験、試掘調査

【橋梁】地表踏査、ボーリング（3本程度）、標準貫入試験、土質試験、CBR 試験

成果品：調査報告書等

(3) 水理・水文調査

調査目的：架橋位置、桁下高等の検討に必要な河川の特性を把握する。

調査位置：対象橋梁周辺

調査内容：河川水位、流量、流速、河道調査、洪水履歴

成果品：観測記録、分析結果等

(4) 気象調査

調査目的：道路排水計画のための基礎資料を入手する。

調査内容：過去の気象/災害情報を遡って調査する。
降雨量、災害履歴、他

成果品：調査報告書等